

# 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係

## 介護保険を利用するには？

「要介護認定・要支援認定等結果通知書」を受け取ってからサービスを利用するまで

要介護認定等結果通知を受け取った後に、「要支援1・要支援2」および「非該当」と判定された方は地域包括支援センターと、「要介護1から要介護5」と判定された方は居宅介護支援事業所または介護保険施設と契約・相談し、ケアプランの作成や利用するサービスを選びます。自分らしく、できる限り自立した暮らしができるようなサービスをお選びください。

### 要介護認定等結果通知

#### 要支援1・2

介護保険の介護予防サービスが利用できます。

地域包括支援センターから連絡がいきます。同センターの介護予防事業所と契約します。

センターの職員と目標や要望を話し合い、介護にならないためのサービスを盛り込んだケアプランを作成します。

#### サービスの利用開始

サービス（デイサービスや訪問介護など）を提供する事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスの利用を開始します。利用料金は、原則としてサービス費用の1割になります。

#### 要介護1～5

介護保険の介護サービスを利用できます。在宅で受けるサービス（在宅での介護）と、施設サービス（施設での介護）のどちらかを選択します。

#### 在宅で受けるサービス

居宅介護支援事業所を選び契約をすると、担当のケアマネジャーが決まります。

本人や家族の要望をケアマネジャーと話し合い、ケアプランを作成します。

#### 施設サービス

施設に直接申し込み、その施設で作成したケアプランに基づいたサービスの利用が開始されます。

#### 非該当（自立）

介護保険でのサービスは利用できませんが、地域支援事業や福祉サービスを利用できる場合があります。

#### 介護予防（二次予防対象者）プログラムに参加しましょう

地域包括支援センターの職員と相談をしながら、介護予防事業の予防教室等に参加して、介護が必要な状態にならないようにしましょう。

#### 【各種予防教室】

- ・介護予防デイサービス
- ・やまゆり運動教室
- ・貯筋運動教室
- ・口腔機能向上教室 など



※ケアマネジャーとは、利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるような計画を立ててくれる専門家で「居宅介護支援事業所」に配属されています。どこにどのような事業所があるかは、役場福祉介護課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

※ケアプランとは、これからの生活の設計図として、どのようなサービスを何曜日の何時に、どれくらい利用するかを1カ月単位で定めた計画書のことです。